

# 居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項及び運営規定

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が患者さまに説明すべき重要事項及び運営規定は次の通りです。

## 1. 事業の目的と運営方針

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業の目的 | 要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 運営の方針 | <p>① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p> <p>② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p> <p>③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすこととはいたしません。</p> <p>④ 上記③の必要な情報を提供する場合、情報の漏洩等情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じた上で、ネットワークを経由して外部のシステム上に情報を保存し、上記関係者がネットワークを経由してこのシステムにアクセスする方法によって、情報の提供を行うことがあります。</p> <p>⑤ 上記④の外部のシステム上の保存を第三者の者に委託するときは、委託契約において、情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。</p> |

## 2. 提供するサービス

当事業所が提供するサービスは以下の通りです。

### 【居宅療養管理指導サービス】

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ② 利用者の服薬状況、体調変化等の情報をもとに、医師へ定期報告を行うだけでなく、薬の専門家の立場から適切な処方を医師へ提案し、より良い薬物療法につながるよう努めます。
- ③ 当事業所の薬剤師が、使用期限切れ等により薬剤を有効かつ安全にご使用いただけないと判断した場合、その薬剤を回収し、処分する場合があります。
- ④ 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者の服用する薬やその薬が生活環境に及ぼす影響等について報告書（居宅療養管理指導報告書）を提出いたします。
- ⑤ サービスのご提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。もし薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談してください。

## 3. 職員等の体制

| 従業者の職種 | 員数及び職務の内容      |                 |
|--------|----------------|-----------------|
| 薬剤師    | ・常勤者 ( 2 4 名 ) | ・非常勤者 ( 3 0 名 ) |
| 事務員    | ・常勤者 ( 7 名 )   | ・非常勤者 ( 0 名 )   |
| 管理栄養士  | ・常勤者 ( 0 名 )   | ・非常勤者 ( 0 名 )   |

## 4. 担当薬剤師

- ① 担当薬剤師は、常に身分を証するものを携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

## 5. 営業日時

当事業所の通常の営業日時は、保険薬局営業時間と同じです。

## 6. 緊急時の対応等

- ① 携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ② 必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。
- ③ 利用者の状態の急変等に伴い、医師の求めにより緊急で訪問薬剤管理指導（在宅患者緊急訪問薬剤管理指導（※））を実施した場合、事前に策定する薬学的管理指導計画に基づき、最大月4回（末期の悪性腫瘍、あるいは注射による麻薬の投与が必要な利用者については最大月8回）実施いたします。

※在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は公的医療保険の適用となります。

## 7. 利用料【サービスの利用料は、以下の通りです。】

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。（以下は1割負担の場合）

- ① 居宅療養管理指導費として
  - ・ 単一建物診療患者1人に対して行う場合：1回当たり518円
  - ・ 単一建物診療患者2～9人に対して行う場合：1回当たり379円
  - ・ 上記以外の場合：1回当たり342円

- ② 医療用麻薬持続注射療法を行っている場合

- ・ 1回当たり250円を加える

- ③ 麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合

- ・ 1回当たり100円を加える

※ただし、上記②が適応になる場合は加算されない

- ④ 中心静脈栄養法を行っている場合

- ・ 1回当たり150円を加える

\* 上記の他、薬代や薬剤の調製に係わる費用の一部をご負担いただきます。

## 8. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば当薬局までご連絡ください。

## 9. その他運営に関する重要事項

- ① 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設けまた質の保証ができる業務態勢を整備する。
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- ④ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- ⑤ この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 10. 指定居宅療養管理指導の内容

薬剤師の行う居宅療養管理指導の主な内容は、次の通りとします。

- |                              |                                  |
|------------------------------|----------------------------------|
| ・ 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫） | ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等へ情報の提供       |
| ・ 薬剤服用歴の管理                   | ・ 麻薬製剤の疼痛管理                      |
| ・ 薬剤等の居宅への配送                 | ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導     |
| ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導       | ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言         |
| ・ 用薬剤の有効性に関するモニタリング          | ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給               |
| ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避           | ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需           |
| ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置        | ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等） |
| ・ ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認      |                                  |

## 11. 通常の事業の実施地域

通常の実施地域は、習志野地域の区域とします。